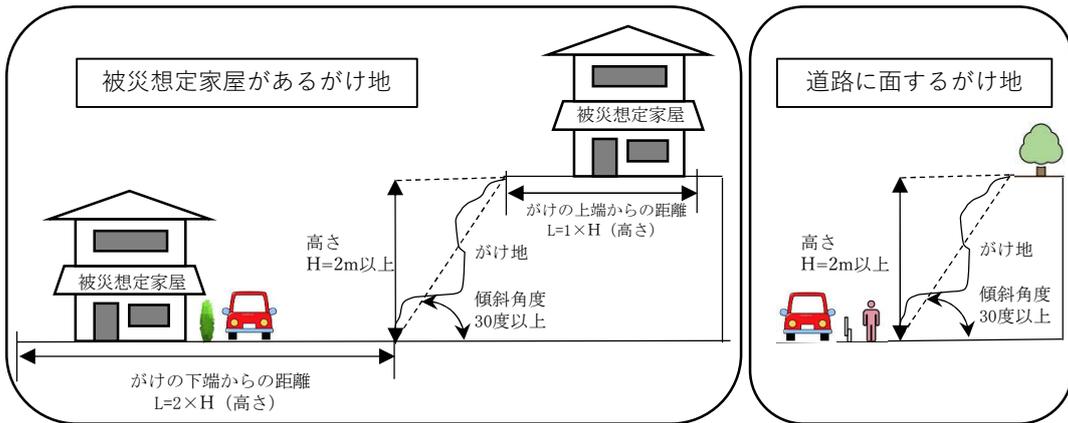


葉山町がけ地防災対策工事費等補助金交付制度の概要

対象となるがけ地

- ①自然がけ
- ②地盤面からの高さが2 mを超えるもので傾斜角度が30° 以上
- ③がけ崩れにより居住用の建物又は道路に被害が及ぶ恐れがある



申請者

- ①営利を目的としない個人又は法人に限ります。
- ②がけ地の所有者・占有者等、又はがけが崩れた場合、被害を受ける隣接する土地の所有者・占有者等に限ります。※1
- ③町税及び町の使用料等を滞納していない者に限ります。

<※1>

- ・分譲マンション等の区分所有地においては総会における決議が必要となります。
- ・土地を共有で所有している場合においては全員の承諾が必要となります。

補助額

対象の防災対策工事に要する経費の2分の1以内（限度額200万円）。

助成となる対象工事（関係法令に基づく工事が対象となります。）

